

安城市公共施設照明設備LED化業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

安城市公共施設照明設備LED化業務

(2) 業務の目的

「蛍光灯等照明器具の生産終了」及び「高騰する電気料金」並びに「温室効果ガスによる地球温暖化」への対応のため、リース方式により公共施設照明設備をLEDに更新する。

(3) 業務内容

別添「安城市公共施設照明設備LED化業務 賃貸借仕様書」のとおり。

(4) 対象施設

別紙1「対象施設一覧」のとおり。

※ 本市の都合等により、対象施設の増減及び賃貸借開始年度の変更を行うことがあるため留意すること。

(5) 照明器具の種類及び数量

様式7「既設照明・提案照明一覧」のとおり。

※ 様式7「既設照明・提案照明一覧」については、市公式ウェブサイトには掲載せず、参加資格があると認められた者に別途送付する。一覧には、既存照明器具の数、種類、高所設置器具の高さ、消費電力量、従量電気料金等の情報を記載する。

※ 本市の都合等により、照明器具の種別及び数量の変更を行う可能性があるため留意すること。

(6) 履行期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。

ア 準備期間

契約締結日の翌日から令和9年2月28日（日）まで。

イ 賃貸借期間

令和7年1月1日（水）より順次10年間（120ヶ月）の賃貸借を開始するものとし、全ての対象施設の賃貸借を令和9年3月1日（月）までには開始することとする。なお、各施設の賃貸借開始のスケジュールについては、受注者及び発注者との協議により決定することとする。

※ 地方自治法第214条に基づく債務負担行為とする。

(7) 提案限度額（消費税及び地方消費税相当含む）

全対象施設の賃貸借料の総額

1, 422, 520千円

ア 賃貸借開始時期（予定）が令和6年度の施設の賃貸借料の合計金額

526, 240千円

イ 賃貸借開始時期（予定）が令和7年度の施設の賃貸借料の合計金額

565, 290千円

ウ 賃貸借開始時期（予定）が令和8年度の施設の賃貸借料の合計金額

330, 990千円

2 スケジュール

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお本市の都合により予定を変更する
場合がある。

令和6年4月23日（火） 公告日

令和6年4月23日（火） 参加表明書等受付開始・質問書受付開始

令和6年5月10日（金） 質問書提出期限

令和6年5月16日（木） 質問書回答予定日

令和6年5月23日（木） 参加表明書等提出期限

令和6年5月29日（水） プロポーザル審査会通知

令和6年6月19日（水） 企画提案書提出期限

令和6年7月 3日（水） プロポーザル審査会

令和6年7月 4日（木） プロポーザル審査会（予備日）

令和6年7月 中旬 審査結果通知

3 参加形態

本事業に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、リース役割を担
う事業者（以下「リース事業者」という。）単独又はリース事業者を含めた複数
の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、本プロ
ポーザルの参加表明時に全構成員を明らかにすること。

なお、グループの場合であっても、本市との賃貸借契約はリース事業者が受注
者となって行うものとする。

(1) 構成員の役割ごとの分担業務

ア リース役割 照明器具の賃貸借及び管理、契約等の諸手続

- イ 調査設計役割 調査・設計業務
- ウ 施工役割 照明器具の更新作業に係る全ての業務
- エ その他の役割 上記アからウ以外の本事業に必要とされる業務

(2) 補足事項

- ア 構成員とは、リース事業者又はリース事業者と直接契約を締結する事業者をいい、各構成員（リース事業者は除く。）の下請となる事業者は含まない。
- イ グループの代表者は、リース事業者とし、事業遂行全般の責を負うものとする。
- ウ 各役割（リース役割は除く。）は、複数事業者での構成も可とする。
- エ 一事業者が複数の役割を兼ねることも可とする。
- オ 参加表明書の提出後は、応募者の構成員を変更することはできない。ただし、リース事業者を除き、本市が認めたときはこの限りではない。

4 応募資格

- (1) 応募者（構成員含む。）は次に掲げる条件を全て満たす者であること。
 - ア 参加表明書の提出日において、安城市入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
 - オ 公告日から、契約締結日までに、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (2) リース役割を担う事業者は、(1)に加えて、安城市の入札参加資格者名簿（物品・その他委託）の業務分類「03. 役務の提供等」で、「11. リース・レンタル」に登録があること。
- (3) 施工役割を担う事業者は、(1)に加えて、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく電気工事業の建設業許可を有している者であること。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

件名を「【法人名】安城市公共施設照明設備LED化業務に関する質問」とし、様式4「質問書」により、メールにて提出すること。

なお、メール送信後にその旨を末尾記載の問合せ先に電話連絡すること。電話・FAXによる質問は受け付けない。また、本実施要領・仕様書に関する内容以外の質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和6年5月10日（金）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名称等を伏せた上、令和6年5月16日

(木)（予定）までに市公式ウェブサイトに掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 提出方法および提出先

下記の期日までに安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係へ持参（土日祝日を除く）、郵送（書留郵便に限る）またはメールにて提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡することとする。郵送する場合も受付期間内に必着、メールは受信完了とし、受付期間内に電話により到着、受信状況の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(2) 提出期限

令和6年5月23日（木）午後5時必着

理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 提出書類

ア 様式1「参加表明書」

イ 様式2「グループ構成表」

ウ 様式3「委任状」

本事業における手続き等の権限に関して、応募者の各構成員からグループ代表者への委任状を提出すること。

なお、リース事業者単独での応募の場合は、提出は不要とする。

(4) プロポーザル審査会通知

参加表明書（添付書類含む）を提出し、参加資格要件を満たすと判定された応募者（グループの場合はその代表者）には、令和6年5月29日（水）（予定）付でメールにて通知し、あわせて様式7「既設照明・提案照明一覧」を送付する。

なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者には、その理由を付し、通知する。

7 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出方法および提出先

下記の期日までに安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係へ持参（土日祝日を除く）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨の事前連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡することとし、提出時の企画提案内容等の説明は受け付けない。郵送する場合も受付期間内に必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、本市は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

(2) 提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時必着。

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、企画提案書の内容を確認するため、本市が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

なお、提出期限までに書類提出がなかった場合、参加辞退したものとする。理由を問わず、提出期限の延長は行わない。

(3) 書類提出方法

ア 「(4) 提出書類一覧表」の順番にまとめること。

イ 企画提案書はA3サイズ片面5枚以内（任意様式）とし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

ウ 写真、イラスト、図面等を用いて分かりやすい表現に努めること。

エ 仕様書に記載のない事項であっても、独自の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合及び、業務を行う上で本市にメリットがあると思われる業務においては、積極的に提案すること。ただし、これに係る経費

は、提出する見積額に含むものとする。

オ 1者1提案とすること。

(4) 提出書類一覧表

次に掲げる書類のうち、「④既設照明・提案照明一覧」を除く、①～⑥の各書類とも紙媒体による原本1部とそのカラーコピー9部の計10部を提出すること。(1部ずつフラットファイルに綴じて提出すること。)
「④既設照明・提案照明一覧」については、A3横長ファイルに綴じて1部提出し、あわせて電子データをファイル形式はExcelのままCD-Rにて提出すること。

順番	提出書類の名称	様式	規格等
①	表紙	様式任意	○所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。
②	企画提案書	様式任意 A3(横) 5枚以内 (片面)	○仕様書に基づき、(5)企画提案書の内容について記載すること。 ○選定委員が審査会の際に評価しやすいよう、別紙2「評価基準」に合わせて企画提案書をまとめること。
③	事業実績調書	様式6	○平成26年4月以降に、国または地方公共団体が発注した工事、リース、設計または調査設計の実績があれば記載すること。 ○安城市が発注した工事の実績があれば記載すること。
④	既設照明・提案照明一覧表	様式7	○提案照明の仕様等を記載すること。 ○提案照明は、既存照明の仕様に応じ選定すること。 ○従量電気料金については、各施設の電力量料金単価にて計算すること。 ○CO2排出量については、CO2排出係数0.000459(t-CO2/kWh)にて計算すること。 ○提案照明は、原則として既設照明と同位置、同台数を前提とし、台数を減らすことは提案時には認めない。
⑤	削減効果一覧	様式8	○全ての対象施設のLED化が完了した場合の電気使用量、従量電気料金及びCO2排出量の値を記載することとし、様式7「既設照明・提案照明一覧」の値と整合させること。
⑥	見積書	任意様式	○見積り内容を可能な限り詳細に記載すること。(税込み) ※※優先交渉権者となった場合は、企画提案書の内容を協議の上、改めて見積書を提出すること。

(5) 企画提案書の内容

ア 事業者の体制

各役割の会社概要及び業務担当者等の情報を記載すること。

イ 事業費負担

施工役割にあたる事業者について、請負区分（元請け、一次下請）、事業者名、所在地及び区分を明確にし、費用がどのように負担されるか記載すること。

ウ 事業スケジュール

令和6年度から令和8年度までの各年度における現地調査、詳細協議、契約の締結、更新作業、及び賃貸借開始等の一連の工程内容及び工程表を記載すること。

エ 施工計画に関する提案

(ア) 施工方法・作業期間

施工方法や作業期間等について配慮または工夫する点を記載すること。

(イ) 品質管理

施工の品質を確保するための施工管理方法、試験方法、及び基準値等について記載すること。

(ウ) 連絡体制

施工中に災害や事故等が発生した際の連絡体制について記載すること。

オ 設置器具に関する提案

施設、室用途、または器具種別、その他の観点から、どのような基準で照明器具を選定するか記載すること。

また、必要に応じて、器具の姿図や性能等が分かる資料を添付すること。添付する資料については、(4)に規定する様式にはよらず、枚数にも含まないものとする。ただし、枚数が過剰とならないよう簡潔にまとめること。

カ 物品保守に関する提案

(ア) 保証内容

保証される対象、期間及び内容並びに保証対象外となる事由等について記載すること。

(イ) 保守体制

不具合時の対応体制等について記載すること。

キ その他の提案

アからカまでの内容以外に、本市にとって有益性のある提案があれば記載すること。

例：賃貸借契約終了時の照度保証、機能の追加、削減効果の検証等

8 優先交渉権者の選定

(1) 選定委員会の設置

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、環境部長を委員長とする7人で組織する選定委員会において審査する。

(2) 審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定する。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別メールで通知する。

ウ 審査結果のメール通知後、市公式ウェブサイトにて結果を公表する。

エ 審査結果についての異議申し立てはできないものとする。

オ 本プロポーザルへの参加を承諾した事業者が1者の場合であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合にはその事業者を優先交渉権者に決定する。

9 プロポーザル審査会

(1) 日時

令和6年7月3日（水）

（令和6年7月4日（木）：予備日）

(2) 場所

安城市役所 さくら庁舎第36会議室

(3) 出席者

参加者は、説明者を含め6人までとし、いずれも応募者（グループ構成員含む）に所属する者のみとする。なお、説明者は、本業務を実際に行う担当者を主とすること。

(4) 発表時間（目安）※実際の時間構成は別途通知する。

発表は、提案説明20分、質疑応答20分で行う。

※準備や片付けの時間は含まない。

(5) 留意事項

ア 説明は提出書類に記載された内容に限るものとし、説明用スライドを除く追加資料の持込は控えること。

イ 質疑に対する応答は、審査会内で応答し、持ち帰りはしないようにすること。

ウ 市のスクリーン（100インチ）をあらかじめプレゼンテーション会場に設置する。提案者は、必要に応じてパソコンやプロジェクター等の機材を用意し、映像を投影することができる。なお、発表前の機材準備の時間は10分程度とし、発表時間に含まない。

エ 提案説明については、スライドを用いて説明しても良いが、説明に用いたスライドは、プロポーザル審査会後にCD-Rで提出するものとする。

10 選定基準

- (1) 「評価基準」は、別紙2「評価基準」のとおりとする。
- (2) 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、委員ごとに評価し、その合計点が高い順番に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、同数の場合は、その提案者の中で第2位を最も多く獲得した提案者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合点数がより高い提案者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の提案者を優先交渉権者に選定する。

- (4) 全委員の総合点数が満点の6割に満たない場合は優先交渉権者とししない。

11 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備、不足があった場合
- (2) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書に虚偽内容の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (8) 見積金額が提案限度額を上回った場合

1 2 契約の締結

(1) 現地調査及び詳細協議

優先交渉権者は、令和6年度から令和8年度まで合計8の発注グループごとに、各施設について現地調査を行った上で、見積書を提出すること。

また、提案内容及び現地調査の結果等を踏まえ、本市と事業内容について詳細協議を行い、契約内容についての調整に応じること。詳細協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

(2) 契約の締結

契約内容について本市と協議が成立した場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、当該賃貸借契約を締結する。

(3) 契約の枠組み

ア 契約当事者

本市（発注者）及びリース事業者（受注者）

イ 締結時期

令和6年度	令和6年	9月	1日（予定）	…契約①	
		令和6年11月	1日（予定）	…契約②	
令和7年度	令和7年	5月	1日（予定）	…契約③	
		令和7年	8月	1日（予定）	…契約④
		令和7年11月	1日（予定）	…契約⑤	
令和8年度	令和8年	5月	1日（予定）	…契約⑥	
		令和8年	8月	1日（予定）	…契約⑦
		令和8年11月	1日（予定）	…契約⑧	

ウ 契約の概要

企画提案書及び賃貸借契約に係る協議内容に基づき締結するものであり、受注者が遂行すべき業務に関する内容、金額、支払方法等を定める。

エ 契約金額

企画提案書等で提示された金額をもとに、協議により決定する。

(4) 事業実施におけるリスク分担

本市と事業者の責任分担は、原則として、仕様書別表「予想されるリスクと責任分担」によることとする。なお、本表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。

1 3 その他

- (1) 企画提案書作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しないものとする。提出された書類については本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る本市からの参加報酬はないものとする。
- (4) 採用案の著作権は本市に帰属する。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属する。
- (5) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (6) 参加表明書を提出した後、何らかの理由において辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出するものとする。この提出により、今後の業務において、不利益な扱いを受けることはない。
- (7) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第5条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する不開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ不開示としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

1 4 問合せ先及び各種書類の提出先

安城市環境部環境都市推進課カーボンニュートラル推進室温暖化対策係

住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2279（直通）

F A X 0566-76-1184（直通）

Eメール kankyo@city.anjo.lg.jp